

ノーモア・ミナマタ

## 東京支援連・サポーターニュース

第15号 2017年4月30日発行

◆連絡先◆ノーモア・ミナマタ 東京支援連絡会 (担当) 土田 尚義  
〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3 10F  
TEL03(3352)3663/FAX03(3352)9476

# 次回5月24日(水) 前半戦の集大成

## 東京地裁103号大法廷

### 15:00~

## 裁判所前集会 14:00集合

### 新裁判長に原告側から1時間のプレゼン これを見れば、裁判がまるわかり

前回の裁判で裁判長が交代しました。弁論の更新に伴って、新裁判長に対して、弁護団がパワーポイントを使って、1時間のプレゼンをする機会を得ました。(総論・齊藤園生、暴露・泉貴士、病像・岩崎真弓、疫学・東圭介、時効・遠藤健一)、原告代表2名(徳田昭博、井手口明美)の意見陳述も行います。2年前に裁判が始まってから前回までのまとめを1時間にわたって説明します。ぜひ、傍聴支援においでください。

# 多くの傍聴支援参加ありがとうございました！

## ●ひな祭り大行動

3月3日、裁判所前集会に先立って、女性原告、家族、支援を中心にした、「ひなまつり大行動」が行われ、約20人が参加しました(写真)。



## ●裁判所前集会

裁判所前集会では、弁護団から遠藤健一弁護士が、サポーターから生熊茂実サポーター代表が発言しました。

さらに熊本原告団から尾田利生(おだりせい)原告団副団長(天草市新和町)が「熊本原告団総決起集会を開催し、1000人の参加で大成功した」などと報告しました。

また傍聴席の抽選には143人が列をなし、傍聴席は満席となりました。

## ●第12回弁論期日

昨年12月頃に裁判長が異動したようで、新しい裁判長の下での期日となりました。

原告弁護団の遠藤健一弁護士が、「被告国・県は、原告の権利は、時効・除斥(じよせき)の制度によって時間の経過によって消滅しているなどと言っているが、時間の経過で権利を失う除斥の制度は不合理で、国会でなくす方向で議論されている。原告らは、水俣病と診断されて初めて自分の被害を知ったのだから、権利行使ができることを前提に時間の経過で権利を失う時効によっても権利を失うことはない。チツソは有機水銀を排出し被害を引き起こし、被害の全面救済を誓ったこともある。国は被害発生時に被害防止策を講じることなく被害を拡大させ、その後も健康被害の実態調査もしないで被害を放置している。権利救済を拒むのは不合理だ」などと提出した書面の要旨を述べました。

被告国も、① 水俣病は神経学の専門家による診断が不可欠だが、原告らを診断した医師は必ずしも神経学の専門家ではない、② 集団検診は、水俣病ではないかと思っている人が参加して、水俣病を救おうとしてる医師が診断するので結果が偏っている可能性があるなどと提出した書面の要旨を述べました。

## ●報告集会

場所を移しての報告集会では、立ち見も出るほどの盛況でした(写真)。

弁護団から岩崎真弓弁護士が報告、支援の方から次々発言がありました。

進行協議から戻った尾崎俊之弁護団長から、「弁護団から裁判所に提案した弁論更新の提案は、裁判長が当然だという受け止めだった。これはこれまでの裁判官にはない前向きな態度だ」などと進行協議の報告がありました。

最後には原告団が整列し、参加者にお礼を述べました。



# ノーモア・ミナマタ東京訴訟の状況

東京弁護士事務局長 齋藤 園生

## 1 東京訴訟の現状

ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟・東京訴訟は、2014年8月に第1陣原告18名で提訴したのち、第4陣まで、原告数は67人となった。いまだに原告らの知人や親戚などを中心に、水俣病ではないかと検診を申し込む人が継続的に現れておりさらなる原告の拡大を図る予定である。

## 2 2つの困難を乗り越える

現在の被害者の症状は、以前の水俣病訴訟における患者と比べると、2つの点で困難がある。

1つは、症状の問題である。以前の劇症といわれる患者の症状からすれば、外形上症状はわかりにくく、一見健常者と変わらないと感ずることも多い。劇症型をピラミッドの頂点にたとえると、裾に広がる被害者群なのである。

もう1つは、時間の問題。メチル水銀排出がなされていた昭和40年代前半から、すでに50年近くが経過しており、時間の壁の前で、当時の魚介類摂取状況など立証上の困難も多い。

## 3 2年後の判決を目指して

現段階では国は救済に動く気配はない。水俣病全国連では熊本を先頭に、裁判所に判決を求め、勝訴判決を得ることで、全面解決につなげる方針を確認している。まずは熊本を先頭に、判決は2019年春頃を目指している。東京もそれほど離れない時期に勝利判決を目指すこととなる。

水俣病の救済が60年たっても果たされない最大の原因は、加害者である国が、被害者の要件を決めてきたことにある。福島原発事件でも同じことが繰り返されようとしているのであり、この図式を根本的に崩して、全面解決に向かいたいと思う。

## 共に闘っている原発訴訟で全国初の判決@前橋地裁

水俣病問題と多くの共通点を持ち、現在ともに闘っている原発訴訟において、全国初の判決が平成29年3月17日に、前橋地裁で言い渡されました。

判決の内容について、原発被害者原告団全国連絡会が同日声明を発表していますので、抜粋して、紹介します。今後も協力してよりよい判決を勝ち取らなければなりません。

- 1 国の国賠責任を認めたことについて、「国の国賠責任を認めたことは、極めて正当であり、高く評価したい。原発事故についての国の法的責任が司法によって断罪されたことは、被害回復に必要な賠償が早期に実現することが、国の責任であること意味する。」
- 2 東電の過失責任を否定したことについて、「実質的には東電の過失（責任を認めており）、これを損害評価の要素として重視したことは評価される。」
- 3 損害の評価について、「慰謝料額（損害）の評価、認定については、押し並べて極めて低い水準のものと言わざるを得ず、裁判所の判断はまことに不十分である。」
- 4 ふるさと喪失による精神的損害について、「判決は十分に理解していないのではないかと懸念する。」
- 5 区域外非難について、「区域内からの避難者との間に差を設けたことは不合理というほかない。まさに被害者を分断するものであって容認できない。」

# あらためて国の責任を問う水俣病 院内集会

平成29年3月14日、水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会の辻本清美会長をはじめとする10名近くの国会議員の参加を得て、院内集会が行われました。

ノーモア・ミナマタ第二次新潟全被害者救済訴訟の弁護団からは、企業・工場名の墨塗りされた国の文書について墨塗りのないものを求める文書提出命令を申し立てたことについて報告がありました。1960年12月から1961年にかけて、当時の通産省の依頼で東京工業試験所が行った、チッソ水俣工場と同様に水銀を使っていた6社6工場の排水分析結果には、いずれもチッソ水俣工場と同程度か高値の総水銀量が検出されていました。国は、この6社6工場には、昭和電工鹿瀬工場は含まれていないと主張しています。仮に含まれていなかったとしても、鹿瀬工場は、全国のアセトアルデヒド製造工場の中で、1960年から64年の水銀使用量は2番目でチッソ水俣工場の3.7倍であったことからすると、この調査の対象選定自体に問題があったこととなります。国の責任を判断する上で、極めて重要です。

前新潟県知事の泉田裕彦氏が講演をしました。被害者の立場に寄り添って、よりよい社会を作っていくという熱のこもった講演で、改めて公害被害者の闘いの重要性を確認することができました。

## 前新潟県知事 泉田 裕彦氏 発言要旨

公害事件における汚染者負担の原則だけでは、お金の問題だけになってしまう。社会の分断、偏見・差別の問題も生じている。高度経済長期の社会のゆがみを集中的に受けた被害者の犠牲があったからこそ、現在では規制が厳格になり、より安全な社会に住むことが出来るようになっていいるのだから、みんなで被害者を支えよう、感謝をしようと考えたべきだし、多くの人に賛同をいただいた。公害被害を、ひょっとしたら自分も被害者になっていたかもしれない、あるいは自分の子や孫も被害者になるかもしれないという当事者意識をもって、取り組み、よりよい社会を作っていく。

# 署名総数 18万5156筆

水俣病被害者と歩む国会議員連絡会34人の国会議員に渡して、衆議院・参議院議長あてに請願署名を提出しました。これまで、署名にご協力いただきありがとうございました。

## 6月7日(水)18:00 ニッショーホール

(日本消防会館) 東京都港区虎ノ門2-9-16  
東京メトロ銀座線「虎ノ門」3番出口徒歩5分

6月7日

11:00～環境大臣交渉  
12:00～デモ行進  
14:00～省庁交渉  
18:00～総決起集会

6月8日

8:00～早朝宣伝  
10:00～省庁交渉  
12:00～まとめの行動

全国公害被害者総行動  
なくせ公害  
守ろう地球環境  
苦しみを教訓に替えながら、  
新しい未来を創っていく取  
組みです。ぜひご参加下さい。